

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。
 本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：平成27年3月26日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成28年9月12日

公益財団法人鳥取県建設技術センター
 代表理事 山 田 和 成

発注業務	業 務 名	岩美第1事業所残土処分場「用地測量業務委託」			
	業 務 場 所	岩美郡岩美町宇治			
	業 務 内 容	基準点測量 ・ 4級基準点測量 4点 路線測量 ・ 用地幅坑設置測量 0.18km 用地測量 ・ 復元測量、境界確認、境界点間測量、面積計算 土地調書作成 0.387万m ² ・ 用地境界仮杭設置 0.024万m ² ・ 土地調書添付図作成（所在図A・一部買収）10筆 ・ 土地現地調査書作成 10筆			
	履 行 期 間	35日間			
	発 注 業 種	測量業務			
	業 種	測量業務			
	予 定 価 格	1,958,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発 注 機 関	公益財団法人鳥取県建設技術センター			
入札参加者の条件	会 社 要 件	単独・共同企業体の別	単独		
		本 店 所 在 地	本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。（県内向け公募型入札）		
		入 札 参 加 資 格	測量業務		
		建 設 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	—		
		常 勤 全 技 術 者 数	—		
		資 格 技 術 者 数	測量業務共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能、かつ、測量士3名未満を保有する者であること。		
		同 種 業 務	—		
	同 種 業 務 実 績	—			
配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	現場代理人	特定資格	なし（測量業務共通仕様書に定める者を配置すること）	
			同種業務履行実績	—	
		主任技術者	特定資格	なし（測量業務共通仕様書に定める者を配置すること）	
			同種業務履行実績	—	
	照査技術者	特定資格	なし（測量業務共通仕様書に定める者を配置すること）		
同種業務履行実績		—			
そ の 他	配置技術者及び担当技術者は、指名業者選定要綱に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。				
低 価 格 落 札 者 の 条 件	当該業務の入札には成果品重点確認価格（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の低価格配置技術者を配置しなければならない。				
	低 価 格 配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	現場代理人	特定資格	測量士
				同種業務履行実績	—
			主任技術者	特定資格	測量士
				同種業務履行実績	—
照査技術者			特定資格	測量士	
	同種業務履行実績	—			

応募方法	提出場所及び様式の交付場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地
	持参書類	入札参加申込書（一般的事項等告示様式第1号）のうち、入札参加条件として必要な項目について記載するとともに、必要な書類を添付すること。	電話	0858-26-6051
	提出部数	1部		
	応募期間	平成28年9月21日（水）午後4時まで		
	郵送の可否	郵便可（書留郵便とし、応募期間中に到着したものに限り受付する。）		
入札手続	入札方式	紙入札		
	質問提出期限	平成28年9月15日（木）午後4時00分まで		
	回答期限	平成28年9月20日（火）午後4時00分まで（回答は鳥取県建設技術センターホームページ http://www.totoplaza.or.jp/ に掲載する）		
	入札日時	平成28年9月26日（月）午前11時から即時開札		
	入札場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 技術支援ホール（プラザ2階）		
	入札保証金	開札日に有効な入札資格を有している者に限り免除とする。		
	適用される制度	<p>1 成果品重点確認実施要綱</p> <p>(1) 成果品重点確認実施要綱第2条第6号に規定する低価格落札業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に低価格配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合はその者を失格とする。</p> <p>(2) 鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱等に係る鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の運用基準（平成20年5月27日付第200800025604号鳥取県県土整備部長通知）の規定により、落札予定者が低価格配置技術者調書を提出せず、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった場合、又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず、失格となった場合は、1か月間の資格停止とする。</p> <p>(3) 成果品重点確認価格の算定は、成果品重点確認実施要綱第4条及び成果品重点確認要綱に基づく成果品重点確認価格の算定について（平成19年7月31日付第200700067553号鳥取県県土整備部長通知）によるものとする。</p> <p>2 失格基準価格</p> <p>本件業務には、鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する調査基準価格を失格基準価格として設定しており、これを下回った価格で入札を行なった者は失格とする。</p>		
支払条件	平成28年度			
業務関係図書の開覧場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課及びインターネットの当センターのホームページ http://www.totoplaza.or.jp/ に掲載する。	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地
			電話	0858-26-6051
問い合わせ先	事務手続	公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地
	事務手続以外	公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地
			電話	0858-26-6089
備考	<p>1 成果品重点確認実施要綱</p> <p>成果品重点確認価格を下回る低価格落札業務には、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 測量等業務の履行体制の確認</p> <p>低価格落札者が落札した測量等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注機関が共通仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。</p> <p>(2) 業務計画書の内容の聴取</p> <p>業務計画書を提出する際に、低価格落札者からその内容について聴取を行うこと。</p> <p>(3) 検査体制の強化</p> <p>鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号鳥取県県土整備部長通知）第5条第1項に規定する検査職員を必ず2名以上置くこと。</p> <p>2 当該業務の調査職員及び検査職員は、鳥取県鳥取県土整備事務所の職員の中から任命する。</p> <p>3 応募者が1者のみの場合、入札を中止する。</p>			